

● ● **長野県からのお知らせ** ● ●



**国家資格** **2022年度**  
**消費生活相談員資格試験**

消費生活センター等に所属し、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努めます。是非、受験してみませんか！

**受付期間** 6月20日(月) ~ 8月1日(月)

**試験日** 第1次試験 10月15日(土) 長野市を含む全国22か所

第2次試験 12月10日(土) (会場) 札幌、東京、名古屋 11日(日) (会場) 大阪、福岡



長野県では、資格取得を支援する通信講座を開催します。  
詳細・受付状況は「消費生活情報」(<https://www.nagano-shohi.net>)でご確認ください。

消費者トラブルでお困りのときは、  
**消費生活センターにご相談ください！**

北信消費生活センター	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 2階	☎ 026-217-0009
中信消費生活センター	松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階	☎ 0263-40-3660
南信消費生活センター	飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣	☎ 0265-24-8058
東信消費生活センター	上田市林木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6階	☎ 0268-27-8517

**消費者ホットライン188(局番なし)でもご相談いただけます**

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。  
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

編集・発行 **長野県県民文化部 暮らし安全・消費生活課**  
(令和4年6月発行) 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎2階  
TEL 026-232-0111(代表) E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会  
(事務局：日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

**くらし得情報** はインターネットでも御覧いただけます。  
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

[長野県は「SDGs 未来都市」です]

ながのけん **くらし得情報** 夏号 marutoku (2022年)

**内容**  
○電話でお金詐欺(特殊詐欺)に名称変更  
○新成人に起こり得る消費者トラブル!  
○クーリング・オフ制度について  
○長野県からのお知らせ/消費生活相談員資格取得支援通信講座~受講者募集~

令和4年4月から**特殊詐欺**は、  
**電話でお金詐欺(特殊詐欺)**に名称変更になりました!



オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺のほとんどが、「電話」を使用して、「金銭」を要求する手口であることから、長野県警では新たな名称「電話でお金詐欺」を使用して啓発しています。

令和4年4月末の「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」被害状況(暫定値)

- ◆ 認知件数 **69件** (前年比+16件)
- ◆ 被害額 **1億9,430万円** (前年比+約1億415万円)  
(令和4年4月末 長野県警察本部調べ暫定値 被害額1万未満切り捨て)

**犯人と話してしまうと、犯人の話術にのせられ、だまされてしまいます。**

《被害防止対策》

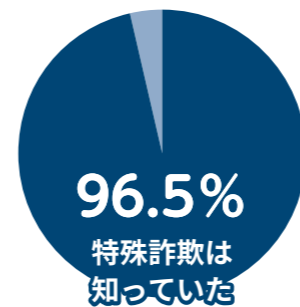
- 自宅の電話機にひと工夫!  
留守番電話・迷惑電話対策サービス・警告通話録音機能
- お金の話がでたら、まず相談!  
家族・最寄りの警察署へ



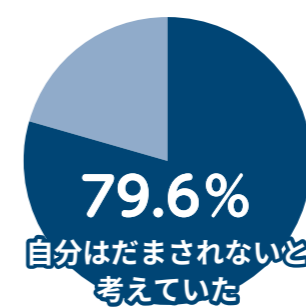
**電話でお金詐欺(特殊詐欺)被害者のアンケート結果**

注：長野県警察「令和3年特殊詐欺被害者アンケート調査結果」

特殊詐欺の認知度



特殊詐欺についての意識



だましの電話がかかってくるかもしれないと考え、備える(電話の対策)ことが被害を防止します!



「知っている人も」「だまされない自信がある人も」  
決して、ひとごとではありません。犯人からの**電話を受けない対策を!**

# クーリング・オフ制度について

令和4年6月1日から  
電磁的記録(電子メールの送付等)で  
行うことが可能になりました。

## クーリング・オフについて

いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

## 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む):8日間
- ・電話勧誘販売:8日間
- ・連鎖販売取引:20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス):8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等):20日間
- ・訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの):8日間  
※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。  
※通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。



(消費者庁イラスト集より)

## クーリング・オフのポイント

### ポイント①

事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報等\* やクーリング・オフの通知を  
発した日を記載する。

#### ※主な項目の例

- 契約年月日
- 商品名
- 契約金額
- 販売会社(担当者)
- 契約者氏名
- 住所
- 申し込みの撤回または契約の解除の旨

### ポイント②

クーリング・オフを行った証拠を保存する。

#### 電子メールの場合

送信メールを保存しておく。

#### ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームの場合

画面のスクリーンショットを残しておく。

#### はがきの場合

はがきの両面をコピーし、「特定記録郵便」、  
「簡易書留」等の方法で発送する。

## 《 記載例(販売会社あて) 》

### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 ○○○○○○○○○○  
契約金額 ○〇〇円  
販売会社 株式会社○○  
担当者○○

支払った代金○○〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日  
(住所)  
(契約者氏名)

# ⚠️ 新成人に起こり得る消費者トラブル! ⚡

## 18歳から できること

- 親の同意なしで契約  
(クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りるなど)
- 結婚(男女とも18歳に統一)
- 公認会計士や司法書士などの国家資格取得



## 20歳のまま 変わらないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬や競輪、オートバイなどの公営ギャンブル
- 国民年金保険料の納付義務



(消費者庁イラスト集より)

## 若年者によく起きる消費者トラブル

### ● 儲け話関連 (情報商材、暗号資産投資、マルチ商法など)

- ・ SNS広告などで「簡単に稼ぐ方法」といった情報商材や暗号資産の投資に高額で契約したが、説明内容と違って儲けがなかったり、投資した資金の出金ができなくなった。
- ・ 販売組織に加入する友人や知人から「絶対に儲かる」などと言って販売組織に勧誘されたり、商品を購入させられた。

### ● 美容・医療関連 (エステティックサービス、医療脱毛、包茎手術など)

- ・ 高額な料金や解約に応じてくれないといった契約に関するトラブルが多い。
- ・ 脱毛エステの無料体験を受けた後、高額のコースをしつこく勧誘されて契約してしまった。
- ・ 包茎手術5万円の広告を見て無料相談に行き、手術代20万円と言われたが断れず手術した。

### ● インターネット通販関連 (定期購入、模倣品など)

- ・ 初回500円というSNS広告を見て健康食品を購入したが、実は定期購入の契約になっていて高額な代金を請求された。(詐欺的な定期購入商法)
- ・ 「フリマサイトで模倣品を買わされた」、「偽の通販サイト(フィッシングサイト)で個人情報盗まれた」など、インターネット通販関連のトラブルは多岐にわたる。